

政策会議案件書（審議案件）

令和 8 年 2 月 2 日提出

案件担当等 部 課	総務部人事課
案件名称	三浦市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の基本方針について
部門経営で 会議した日	—
資料の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
<p>審議依頼事項</p> <p>三浦市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の基本方針を別紙のとおり決定することについて</p>	
<p>現状と課題</p> <p>(1) 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正が令和 7 年 6 月 4 日に公布・施行された。国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律については、原則 3 年毎に所要の改正が行われており、最近の物価の変動等を踏まえ、本改正において投票管理者等に対する費用弁償の基準額の改定が行われたものである。こうした状況を踏まえ、本市における投票管理者等の報酬についても見直す必要がある。</p> <p>(2) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 47 条の 5 において、教育委員会はその所管に属する学校ごとに当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、学校運営協議会を置くように努めなければならないと規定されている。また、学校運営協議会の委員は、非常勤特別職公務員として規定されている。神奈川県内の三浦市以外の市町村においては、既に 1 以上の学校運営協議会等が設置されており、国も設置を推進している状況である。未設置である本市においても、次年度から一部学校において学校運営協議会を設置予定のため、学校運営協議会委員の報酬を条例において規定する必要がある。</p>	
<p>案件担当部課等の見解</p> <p>別紙、基本方針のとおり三浦市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することとしたい。 審議決定後は、令和 8 年第 1 回三浦市議会定例会に議案として提出することとしたい。</p>	
<p>第 5 次三浦市総合計画及び予算との関係</p> <p>目標 機動力と創造力を兼ね備えた市役所を目指します。 施策 3 創造力ある市役所づくり</p>	
<p>備考 説明員 上郷人事課長 石原人事課人事 G L 松田学校教育課長 鈴木選挙管理委員会事務局長</p>	